

ドッド・フランク コンフリクトフリー鉱物の規制

2012年8月22日、米国証券取引委員会（「SEC」）は、すべての上場企業に対し、毎年、自社製品にコンゴ民主共和国または地域の武装民兵や反政府勢力を支援する近隣諸国の鉱山原産の可能性がある鉱物（錫、タンタル、タングステン、金、いわゆる3TGまたは「紛争鉱物」）を含む製品があるかどうかをSECに開示することを要求する、ドッド・フランク 米金融規制改革および消費者保護法（「ドッド・フランク法」）の第1502条（b）を発しました。

ポリシーステートメント

1920年以來、Snap-on は、弊社の顧客、従業員、投資家、フランチャイズの皆様、サプライヤーの皆様と、弊社が事業を行う地域社会へのサービスを提供に焦点を当ててきています。Snap-on は、次の URL にある Snap-on の「私たちが何者であるか」の声明文に記載されているように、その核となる信条と価値観に基づいて操業しています。 <https://www.snapon.com/EN/Suppliers/Conflict-Minerals-Compliance> Snap-on では、完全性、人権、社会的責任に対するコミットメントは、世界的な供給基盤にまで及ぶものと考えます。

Snap-on は、製品の材料を法律に則って調達することにコミットしており、弊社サプライヤーにも同様にこれを行っていただいています。その結果、Snap-on では、ドッド・フランク法の紛争鉱物の報告規則を遵守し、紛争鉱物報告努力を立案しました。

これにより、Snap-on は、すべての紛争鉱物報告規則およびその他の適用法を遵守します。これを行う際に、Snap-on は次を行います。

- (i) Snap-on に（紛争鉱物を含む製品またはコンポーネントを提供する）すべてのサプライヤーが、該当する製品またはコンポーネントに含まれる紛争鉱物の原産国に関する年次調査を完全に行うことを要求します。
- (ii) Snap-on が原産国調査に関して行うことを選択するデューデリジェンスに関連し、すべてのサプライヤーが Snap-on に協力することに同意することを要求します。また、
- (iii) Snap-on が必要と判断した場合、サプライヤーが Snap-on に提供した原産国認証を裏付け、サプライヤーが実施したデューデリジェンスの合理的な証拠を提供することを、サプライヤーに要求します。

本方針は、Snap-on により購入され、Snap-on 製造や販売に組み入れられる全製品やコンポーネントを含む、Snap-on が世界のいずれかで製造、または製造を委託する全製品に対して適用されます。

オリジナル 2013年6月10日